

事 務 連 絡
令和6年3月15日

各登録建築物エネルギー消費性能評価機関 御中

国土交通省住宅局参事官（建築企画担当）付

評価の業務に関する規程（評価業務規程）（ひな形）の変更について

登録建築物エネルギー消費性能評価機関の評価業務規程については、「大臣認定制度の運用改善に向けた準備について（依頼）」（令和5年9月11日付事務連絡）で、評価業務規程のひな形（以下「ひな形」という。）を参考送付していますが、令和4年6月17日に公布された脱炭素社会の実現に資するための建築物エネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第69号。以下「改正法」という。）により、令和6年4月1日から法律の名称が建築物エネルギー消費性能の向上に関する法律から建築物エネルギー消費性能の向上等に関する法律に改められること等を受けて、今般、別紙のとおり、ひな形の変更を行いましたので、改正後のひな形及び新旧対照表を送付します。

なお、令和6年4月1日の改正法施行後、当面の間は従前の評価業務規程及び別記様式を用いてもよく、変更の準備ができ次第、手続きを行うことで差し支えないものとします。

【問合せ先】

国土交通省住宅局参事官（建築企画担当）付 松田、猪澤

TEL : 03-5253-8111（内線 39-433）

Mail : izawa-c2y7@mlit.go.jp